

# 農業経営基盤の強化の促進に 関する基本的な構想

平成7年3月策定

平成16年3月変更

平成18年11月変更

平成19年5月変更

平成22年6月変更

平成25年3月変更

平成26年9月変更

令和5年9月変更

富 山 県 魚 津 市

# 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

## 目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
1	農業経営基盤をめぐる現状	1
2	農業経営基盤の強化をめぐる課題	1
3	農業経営基盤の強化を促進するための考え方	2
4	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標	3
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	4
1	農業経営の発展指標	4
2	経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標	7
第3	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的な指標	8
第4	第2および第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	9
1	農業を担う者の確保及び育成の考え方	9
2	市が主体的に行う取組	9
3	関係機関との連携・役割分担の考え方	10
4	就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供	10
第5	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	10
第6	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	11
1	地域計画推進事業に関する事項	12
2	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	13
3	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	15
4	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	16
第7	その他	17

# 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

## 1 農業経営基盤をめぐる現状

本市は富山県東部に位置し南北 20.9km、東西 20.5km の広がりを持ち総面積 200.63km<sup>2</sup>の地域である。北東は布施川を境に黒部市、南西は早月川を隔てて滑川市、上市町に接し、北西は富山湾に面して南東から北西に細長く展開している。全体の 72%を山地が占めており、布施川、片貝川、角川、早月川によって扇状地が形成されている。

本市の農業は多種にわたり営まれており、水稻を中心に果樹（りんご、なし、ぶどう、もも）、球根（かのこゆり、チューリップ、水仙）、野菜（大根、はくさい、キュウリ等）の生産が活発に行われている。

2020 年農林業センサスによると、本市の農家数は 700 戸で、5 年前に比べ 310 戸減少している。また、農業に 60 日以上従事した世帯員、役員・構成員（経営主を含む）の平均年齢は 67.3 歳と、高齢化が進んでいる。

耕作面積は、近年 5 ヶ年で 283ha 減少している。田畑別では、田が 91.7%（1,133ha）、畑、樹園地等が約 8.3%（103ha）となっている。近年、住宅公共事業等の開発により農地の改廃が進んでいる。

農業産出額は、政府統計によると令和 3 年推計で 19 億円となっており、その 57.9%を米が占めているなど、米に大きく依存した農業構造となっている。

人口減少や就業者の高齢化の進行、ライフスタイルの変化による米消費量の減少、国際貿易の新たなルールづくりの進展、SDGs を契機とした持続可能な取組みなど、農業をめぐる情勢が大きく変化するなかで、持続可能な「競争力の高い農業」と「豊かで美しい農村」を実現するため、個別経営や法人経営、集落営農組織など効率的かつ安定的な経営を行う担い手の育成を強力に進め、これら担い手が地域農業の相当部分を担うような農業構造を確立することを掲げつつ、農業を農産物の供給機能のみならず、生活と密接に関わり、環境の保全、水源のかん養、美しい農村景観の形成など多面的機能を有する産業として、農村を人々が日々の生活をやすらぎと潤いをもって送る空間として捉え、市民の「食」と「生活」をささえる産業・空間としての観点から農業・農村に関する施策を展開することとしている。

## 2 農業経営基盤の強化をめぐる課題

このような現状の中で今後、本市農業の経営強化を図っていくためには、

第 1 に、経営規模の拡大など中核農家の育成を基本に据えつつ、大宗である兼業農家の生産性向上と役割の発揮を誘導する地域ぐるみの営農体制を確立する必要がある。

第 2 に、後継者難を背景とした担い手の高齢化は、農業構造の脆弱化や地域社会の活力低下を招く恐れがあり、今後は企業的経営感覚をもった農業者の育成、担い手の掘り起こしと女性農業者の農業経営の担い手としての資質の向上、さらには高齢者の積極的な役割発揮を誘導する必要がある。

第 3 に、魚津市の地理的条件に適合した地域特産物の振興を図りながら、高生産、効率的な農業を実現し、農村地域の生活と自然環境を維持し、農地の無秩序な改廃を抑制するとともに集団的な優良農地を確保する必要がある。

第 4 に、消費者ニーズが多様化する中で、生産から流通に至るまでのコストの低減や効率化を徹底するとともに、高品質な農産物を生産・販売し、魚津市の農業産出額の約 58%を占める米については、魚津米のブランドの確立を図り、その他の農産物についてもブランド化や高付加価値農業を展開し、県内外への販売戦略にも重点を置き農業経営

の安定を図る必要がある。

第5に、農村がもつ自然環境の維持、国土保全という多面的な機能を最大限生かし、日本人の心のふるさととしてやすらぎと健康的な快適空間を醸し出す重要性に鑑み、一層の農村の活性化を図っていく必要がある。

### 3 農業経営基盤の強化を促進するための考え方

このような現状と課題に対応し、県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」に沿って本市農業を今後とも本市基幹的産業として振興していくためには、農業が職業として選択しうる魅力とやりがいのあるものとなるよう、農業経営の目指すべき目標を明らかにし、その実現に向けての施策を集中的かつ積極的に実施していくことが重要となっている。

このため、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することが重要であることに鑑み、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の令和13年における目標を明らかにする。その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対して、地域での話し合いに基づき市が作成する「地域計画」に則した農用地の利用集積をはじめ、これらの農業者の経営管理の合理化やその他農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずることにより、本市農業の健全な発展を図るものとする。

本市において、目標とすべき農業経営としては、

- ・令和13年までの間で実用化が見込まれる技術の定着や技術水準の向上
- ・担い手への農地集積と効率的な農地利用や資本装備
- ・常時従事者の年間総労働時間が他産業従事者と均衡する2,000時間以下の水準の達成を図りつつ、地域その他産業従事者と遜色のない年間農業所得として次に掲げる所得水準を確保することができるような、効率的かつ安定的な農業経営を育成する。

なお、農業所得については、新たに農業を志す若者が魅力を感じられるよう、担い手の経営規模や段階的な経営発展に応じ目標金額を設定し、全産業の給与額平均の上位水準を目指す。

#### 目標とすべき農業経営の姿

【標準タイプ】…主たる従事者一人あたりの年間所得水準：おおむね500万円

【発展タイプ】…主たる従事者一人あたりの年間所得水準：おおむね750万円

（既に500万円程度の所得がある大規模主穀作経営体や園芸等の認定農業者でさらなる所得向上をめざす経営体）

この目標を達成するため、地域の実情に応じて農業経営基盤強化促進事業、農地中間管理事業等の活用による農地賃貸借及び農作業受委託の積極的な促進を図り、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）等への農地集積や集約化を推進するとともに、地域及び営農の実態等に応じた生産組織の育成や、組織間の合併・広域連携、新規就農者を含めた周辺の担い手との連携による経営規模の拡大などにより、構成員の世代交代や雇用による労働力の確保を促進する。また、主穀作に園芸作物等を取り入れた経営の複合化や、園芸、畜産経営での高収益作物等の導入やICT技術の活用などを推進し、農業所得の向上と経営の体質強化を図る。

これらの経営体については、企業的な経営管理等による経営体質の強化や新たな人材

の受け入れによる経営の円滑な継承等による持続的な発展を図るため、経営体としての体制が整ったものについては、法人化への誘導を図る。

農作業の省力化や環境への負荷軽減に資するスマート農業技術の普及を行うことで労働時間の削減を進め、性別を問わず働きやすい就業環境の整備を行うことで農業従事者の定着を図る。

さらに生産性の向上を図るため、ほ場の大区画化を図るとともに、水利施設、農道の整備といった適切な維持管理に努めるほか、農地の集団化と汎用化を進める。

地域農業の活性化を図るには、農業者自身の意志と行動が基本であり、農業者自らの課題克服による低コスト化、高付加価値化など個別経営の体質強化を目指し、さらには個々の経営合理化の制約を地域ぐるみの共同の力で補うため、地域における話し合いを通じて、中核農家、地域リーダー及び農業後継者を確保・育成するなど、農業者の主体的な地域農業への参画が重要である。

#### 4 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

本市農業において、担い手の高齢化や後継者不足等が深刻となるなか、技術と経営感覚に優れた若い担い手を確保・育成すること、リタイアする農業者の後継者を確保し、農業経営を円滑に継承していくことが大変重要となっている。

##### (1) 新規就農の現状

魚津市の令和4年度の新規就農者は2名であり、過去5年間、ほぼ横ばいの状況となっているが、従来からの基幹作物である米の産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

##### (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、魚津市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。なお、中高年齢者について、他産業従事経験等を活かし多様な形で農業に関わる者についても、積極的に支援の対象とする。

##### ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を倍増し、40代以下の農業者を40万人に拡大するという目標や富山県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新規就農者を年間120人以上確保するという目標を踏まえ、魚津市においては年間2人以上の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を5年間で2法人増加させる。

##### イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

魚津市及びその周辺市町その他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり年間2000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（主たる従事者1人あたり250万円程度）を目標とする。

## 第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、本市における主要な営農類型については次のとおりとする。

### 1 農業経営の発展指標

【標準タイプ】

[認定農業者：家族経営]

営農類型	経営規模	生産方式
1.主穀作 (水稲+大麦)	<作付面積等> 水稲 = 12.0ha 大麦 = 10.0ha <経営面積> 22.0ha	<主な資本装備> ・トラクター (33ps) 1台 ・田植機 (8条) 1台 ・コンバイン (5条) 1台 ・乾燥機 (25石) 2台 ・農舎 200㎡ 1棟 ・育苗ハウス 50坪 1棟
2.施設野菜 (キュウリ) + 水稲	<作付面積等> 半促成キュウリ=0.3ha 抑制キュウリ =0.3ha つげな類 =0.3ha 水稲 =3.0ha (乾燥調製は委託) <経営面積> 3.9ha	<主な資本装備> ・鉄骨ハウス 500㎡ 4棟 ・パイプハウス 500㎡ 3棟 ・ハウスワイヤー 2基 ・灌水施設 1式 ・トラクター (25ps) 1台 ・田植機 (4条) 1台 ・コンバイン (3条) 1台
3.露地野菜 (ダイコン) + 水稲	<作付面積等> ダイコン =5.0ha 水稲 =1.5ha <経営面積> 6.5ha	<主な資本装備> ・トラクター (25ps) 1台 ・田植機 (4条) 1台 ・コンバイン (3条) 1台 ・サブソイラー (1爪) 1台 ・大根洗浄機 1台 ・トラック (2t) 1台 ・リフト 1台
4.球根 (チューリップ) + 水稲	<作付面積等> チューリップ=2.5ha 水稲 =3.0ha <経営面積> 5.5ha	<主な資本装備> ・トラクター (33ps) 1台 ・田植機 (4条) 1台 ・コンバイン (3条) 1台 ・摘花機 1/3台 ・除根機 1/3台 ・植え込み機 1台 ・防除機 1/3台 ・パワーファン 2台

5.果樹 (りんご)	<作付面積等> りんご =1.1ha  <経営面積> 1.1ha	<主な資本装備> ・冷蔵庫 1基 ・作業台車 3台 ・選果機 1台 ・乗用運搬車 1台 ・スピードスプレー 1台 ・防風施設 1基
6.果樹 (日本なし)	<作付面積等> 日本なし =0.8ha  <経営面積> 0.8ha	<主な資本装備> ・棚施設 0.8ha ・防鳥施設 0.8ha ・スピードスプレー 1台 ・選果機 1台 ・乗用運搬車 1台 ・トラクター (20ps) 1台
7.果樹 (ぶどう)	<作付面積等> ぶどう =0.8ha  <経営面積> 0.8ha	<主な資本装備> ・棚施設 0.8ha ・防鳥施設 0.8ha ・スピードスプレー 1台 ・冷蔵庫 1基 ・農舎 (150 m <sup>2</sup> ) 1棟
8.酪農	<飼養頭数等> 経産牛 =50頭 育成牛 =5頭  <飼料作付面積> 飼料作物 18.0ha	<主な資本装備> ・牛舎 (510 m <sup>2</sup> ) 2棟 ・堆肥舎 1棟 ・サイロ 1基 ・飼料作用機械 1式

[集落営農組織 (特定農業団体)]

営農類型	経営規模	生産方式
9.集落営農 主穀作 水稻+大麦+大豆 ・主たる従事者 1名 (ほか構成員9人)	<作付面積等> 水稻 =15.0ha 大麦・大豆 =10.0ha  <経営面積> 25.0ha	<主な資本装備> ・農作業舎(180m <sup>2</sup> ) 1棟 ・育苗ハウス(60坪) 3棟 ・トラクター(33ps) 1台 ・コンバイン(5条) 1台 ・田植機(8条) 1台 ・育苗播種機(300枚/hr) 1台 ・育苗器(600枚) 2台 ・大豆コンバイン(2条) 1/2台 他

[法人経営]

営農類型	経営規模	生産方式
10. 集落営農法人 主穀作 水稲+大麦+大豆  <労働力> 常時従事者 2人 (ほか構成員 18人)	<作付面積等> 水稲 =30.0ha 大麦・大豆 =10.0ha  <経営面積> 40.0ha	<資本装備> ・農作業舎(250㎡) 1棟 ・育苗ハウス (50坪灌水装置付き) 5棟 ・トラクター(46ps) 2台 ・コンバイン(5条) 2台 ・田植機(8条) 1台 ・育苗播種機(400枚/hr) 1台 ・育苗器(600枚) 3台 ・大豆コンバイン(2条) 1台 ・多目的田植機(8条) 1台 他

【発展タイプ】

営農類型	経営規模	生産方式
1 主穀作 水稲	<作付面積等> 水稲 50.0ha <経営面積> 50.0ha	<主な資本装備> ・トラクター(40ps、60PS) 1台、2台 ・田植機(8条) 3台 ・コンバイン(6条) 2台 ・乾燥機(80石) 4台 ・農作業舎300㎡ 2棟 ・育苗ハウス50坪 4棟 ・育苗関連機械 一式
2 複合経営 水稲+ダイコン	<作付面積等> 水稲 10.0ha ダイコン 10.0ha <経営面積> 20.0ha	<主な資本装備> ・トラクター(46ps) 2台 ・田植機(8条) 1台 ・コンバイン(6条) 2台 ・乾燥機(40石) 2台 ・農作業舎300㎡ 2棟 ・育苗ハウス50坪 1棟 ・溝掘機 1台 ・トラック 2台 ・大根洗浄機 1台 ・フォークリフト 1台 ・保冷庫 2台



3 集落営農法人 複合経営 水稲+大麦+ねぎ +キャベツ  <労働力> 専従者1人 準専従者1人 従事構成員16人	<作付面積等>	<資本装備>																					
	<table border="0"> <tr><td>水稲</td><td>40.0ha</td></tr> <tr><td>大麦</td><td>8.0ha</td></tr> <tr><td>ねぎ</td><td>1.0ha</td></tr> <tr><td>キャベツ</td><td>1.0ha</td></tr> </table>	水稲	40.0ha	大麦	8.0ha	ねぎ	1.0ha	キャベツ	1.0ha	<table border="0"> <tr><td>・農作業舎(250㎡)</td><td>1棟</td></tr> <tr><td>・育苗ハウス(50坪灌水装置付き)</td><td>5棟</td></tr> <tr><td>・トラクター(46ps)</td><td>2台</td></tr> <tr><td>・コンバイン(5条)</td><td>2台</td></tr> <tr><td>・田植機(8条)</td><td>2台</td></tr> <tr><td>・育苗播種機(400枚/hr)</td><td>1台</td></tr> <tr><td>・育苗器(600枚)</td><td>3台</td></tr> </table>	・農作業舎(250㎡)	1棟	・育苗ハウス(50坪灌水装置付き)	5棟	・トラクター(46ps)	2台	・コンバイン(5条)	2台	・田植機(8条)	2台	・育苗播種機(400枚/hr)	1台	・育苗器(600枚)
水稲	40.0ha																						
大麦	8.0ha																						
ねぎ	1.0ha																						
キャベツ	1.0ha																						
・農作業舎(250㎡)	1棟																						
・育苗ハウス(50坪灌水装置付き)	5棟																						
・トラクター(46ps)	2台																						
・コンバイン(5条)	2台																						
・田植機(8条)	2台																						
・育苗播種機(400枚/hr)	1台																						
・育苗器(600枚)	3台																						

## 2 経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標

営農類型	経営管理の方法	農業従事の態様
認定 家族 農業 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業経営改善計画に基づく経営計画の確実な実施</li> <li>・複式簿記記帳の実施</li> <li>・経営管理研修への積極的な参加</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・集落内の土地利用調整を基本とした借地による経営規模の拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入</li> <li>・臨時雇用者の確保による農繁期の過重労働の防止</li> <li>・必要な作業免許取得による安全性の向上及び、施設設備の充実等による作業の快適化</li> </ul>
法人 経営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営理念や目標に基づく農業経営改善計画の作成と、複式簿記による財務管理の実施</li> <li>・高度な経営者能力による経営外部からの資源調達と確実な経営計画の実施</li> <li>・労務管理の充実と雇用労働の確保</li> <li>・地域からの信頼に基づく農地の連担化・集団化と経営規模の拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給料制、休日制の導入</li> <li>・社会保険への加入による従事者の福利厚生の実施</li> <li>・臨時雇用者の確保による農繁期の過重労働の防止</li> <li>・高性能機械や省力技術の導入による効率的な農作業の実施</li> <li>・必要な作業免許取得による安全性の向上及び、施設設備の充実等による作業の快適化</li> </ul>
集落営 農組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳による財務管理</li> <li>・リーダーを中心に法人化に向けた組織運営管理</li> <li>・経営管理研修への積極的な参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専従者を中心とした作業従事体系の確立</li> <li>・高性能機械や省力技術の導入による効率的な農作業の実施</li> <li>・必要な作業免許取得による安全性の向上及び、施設設備の充実等による作業の快適化</li> </ul>
共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然災害等に備え、適切なセーフティネットの加入や農業版BCP（事業継続計画書）を作成</li> </ul>	

### 第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的な指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に魚津市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、魚津市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

#### 農業経営の発展指標

営農類型	経営規模	生産方式
1 主穀作 (水稲+大麦+大豆)	<作付面積等> 水稲 = 9.5ha 大麦・大豆=5.5ha  <経営面積> 15.0ha	<主な資本装備> ・農作業舎(150 m <sup>2</sup> ) 1棟 ・育苗ハウス 60坪 1棟 ・トラクター(30ps 級) 1台 ・コンバイン(4条) 1台 ・田植機(6条側条) 1台 ・乾燥機(大豆兼用) 1台 ・育苗関連機材 1式 ・大豆コンバイン 1台  他 <その他> ・親元就農し自家で所有する機械・施設を活用する。
2 果樹 (りんご)	<作付面積等> りんご =1.1ha  <経営面積> 1.1ha	<主な資本装備> ・冷蔵庫 1基 ・作業台車 3台 ・選果機 1台 ・乗用運搬車 1台 ・スปีトスプレー 1台 ・防風施設 1基
3 園芸 (施設野菜) 軟弱野菜	<作付面積等> こまつな =0.165ha (年間7作)  <経営面積> 0.165ha	<主な資本装備> ・ハウス(50坪) 10棟 ・作業ハウス(30坪) 1棟 ・トラクター(20ps 級) 1台 ・動力噴霧器 1台 ・コンビシーダー 1台 ・保冷库 1台  他

		〈その他〉 ・年間を通じたハウスの高度利用を図る。 ・収穫作業は雇用労力を活用する。 ・就農する際に国・県等の補助事業を活用して機械・施設を導入する。
4.球根 (チューリップ) + 水稲	<作付面積等> チューリップ=2.5ha 水稲 =3.0ha  <経営面積> 5.5ha	<主な資本装備> ・トラクター (33ps) 1台 ・摘花機 1/3台 ・除根機 1/3台 ・植え込み機 1台 ・防除機 1/3台 ・パワーファン 2台

## 第4 第2および第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

### 1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市の農畜産物を安定的に生産し、本市農業の維持・発展に必要な効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、県農林振興センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁忙期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、本市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

### 2 市が主体的に行う取組

本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、県農林振興センターや農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあわせ

ん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

これらのサポートを一元的に行うため、魚津地域担い手育成総合支援協議会が中心となって、市、県、農業委員会、農業協同組合等の関係団体や先進農家が連携して、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制を構築する。

更に、新規就農者等が地域内で孤立することがないように市は必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

本市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営発展支援事業、経営開始資金等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

### 3 関係機関との連携・役割分担の考え方

市は、県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ① 農業会議、農地中間管理機構、農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- ② 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

### 4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本市は、魚津地域担い手育成総合支援協議会及び農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、市の区域内において後継者がいない場合は、県及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

## 第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に

### 関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

地域：市内全域

項 目	内 容	数値目標
農用地の利用集積及び面的集積	認定農業者や集落営農組織など効率的かつ安定的な農業経営を行う経営体である担い手が農用地の利用に占めるシェアの目標	80%
	農用地の面的集積については、農地中間管理事業を活用し、効率的かつ安定的な農業経営を行う経営体に対する利用集積における面的集積の割合を高めることを目標とする。	
認定農業者の確保育成	優れた技術力や経営者マインドを有し、経営体質の強い経営を目指し自主的な取り組みを進める農業経営体を認定農業者として育成する数の目標	80 経営体
法人経営体の育成	将来にわたり継続的かつ安定的に農業経営を営むため、農地の利用や経営資本等の権利主体となり得る法人経営体として育成する数の目標	17 法人 うち集落営農法人 10 法人

本市における農用地の利用集積については、兼業農家の高齢化に伴い担い手不足が深刻化していることから、担い手に対する利用集積が必要である。このため、市、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・関係団体が連携し、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速すること、また中山間地域や担い手不足地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体の新規就農促進を図るエリアや有機農業の団地化を図るエリア等の設定を促進するとともに、放牧利用や蜜源利用、省力栽培による保全等の取組を進めることで、効率的かつ安定的な農業経営の実現を進める。

なお、これらの経営体と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で、用排水路、土地改良施設等の地域資源の維持管理、補助労働力の提供等の面での役割分担を明確にし、相互にメリットが享受できるよう連携協力し健全なコミュニティの発展を図る。

また、生産性向上のため、ほ場の大区画化・汎用化及び集団化を図るとともに、水利施設、農道の整備とその適切な維持管理に努める。また、農用地利用改善団体等の土地利用調整活動による農地の連担化を図る。

## 第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は、県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本市農業の地域特性を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

なお、認定後の経営改善に向けた取り組みを促進する観点から、本市における認定農業者に対する指導、助言等適切なフォローアップと、農業経営改善計画の期間を終了する農業者に対する新たな計画の作成を支援・指導を実施する。

女性農業者や農業後継者が家族経営において実質的に共同経営者としての役割を担っている経営については、農業経営改善計画の共同申請により、共同経営者としての地位・責任の明確化や経営者としての自覚、経営に対する意識の向上を図り、それらを通じた経営改善への取り組みを実施する。

本市は、農業経営基盤強化促進事業として次に掲げる事業を行う。

- ① 地域計画推進事業
  - ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
  - ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
  - ④ その他農業経営基盤強化を促進するために必要な事業
- 以下、各個別事業ごとに述べる。

## 1 地域計画推進事業に関する事項

法第 18 条の協議の場の設置の方法、法第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域の基準その他法第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に関する事項

### (1) 地域計画推進事業

市は、地域の農業者等の協議の結果を踏まえ、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、当該協議の対象となった農業上の利用が行われる農用地等の区域における農業経営基盤の強化の促進に関する計画である地域計画を定め、その中で地域の農業の将来の在り方や目指すべき将来の農用地利用の姿である目標地図を明確化し、その実現に向けて、農地中間管理機構による農地中間管理事業及び特例事業を通じて農用地について利用権の設定等を促進し、農用地の効率的かつ総合的な利用の推進を図る。

### (2) 協議の場の設置方法

#### ア 協議の場の開催時期・参加者・相談窓口等

地域計画の協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに農繁期等を考慮しながら設定することとし、開催に当たっては、市の公報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。参加者については、農業者、市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、県、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を市農林水産課に設置する。

#### イ 協議すべき事項

##### (ア) 地域計画の区域

(イ) (ア) の区域における農業の将来の在り方

(ウ) (イ) の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(エ) 農業者その他の (ア) の区域の関係者が (ウ) の目標を達成するためにとるべき農用地の利用関係の改善その他必要な措置

なお、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

#### ウ 地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

エ その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

市は、地域計画の策定に当たって、県、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助成するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

なお、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難な場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障がない限り、集落の一部を除外できるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者への農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らか

にするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2) に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で定款又は規約及び構成員につき法第 23 条第 1 項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第 6-1 号の認定申請書を本市に提出して、農用地利用規程について本市の認定を受けることができる。
- ② 本市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するとき、法第 23 条第 1 項の認定をする。
  - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
  - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
  - ウ (4) の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
  - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 本市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本市の掲示板への掲示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5) の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の状況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号）第 8 条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4) の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
  - ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
  - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
  - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ 本市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について (5) の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が (5) の②に掲げる要件のほか次に掲げる要件に該当するときは、(5) の①の認定をする。
  - ア ②のイに掲げる目標が、(2) に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
  - イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は、農作業の



委託を行いたい旨の申し出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等、若しくは農作業の委託を受けること又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

- ④ (6)の②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。

#### (7) 農用地利用改善団体の勧奨等

① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に根源に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

#### (8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 本市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 本市は、(5)の①にならうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農林振興センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構（公益社団法人富山県農林水産公社）等の指導、助言を求めてきたときは、魚津地域担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援、協力が行われるように努める。

③ 本市は、特定農業団体の育成にあつては、認定農業者等の担い手と特定農業団体との間で農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないよう地域における話し合い活動の中で十分な調整を図ることに努める。

### 3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

#### (1) 農作業の受委託の促進

本市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

- イ 効率的な農作業の受託作業を行う生産組織又は農家群の育成。
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置と連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

#### (2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託についてあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

#### 4 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

##### (1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本市は1から7までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

- ア ほ場未整備地区において集落営農育成整備事業、経営体育成基盤整備事業等を実施し、農業生産基盤の整備を進めるとともに、穀類乾燥調製施設等の農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営の条件整備を図る。
- イ 水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取り組みによって、生産性の高い水田営農の確立を図るとともに地域の自主性を基礎に地域間調整を積極的に活用し、水稻・転作作物生産の効率的な営農展開に努める。
- ウ 農業集落排水事業、農村総合整備事業により定住条件の整備を図り、農村環境の改善に努める。
- エ 中山間地域における、農地の遊休化防止と担い手対策として、農地流動化の円滑化を図り農業の担い手確保に努める。
- オ 地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することになるように配慮するものとする。

##### (2) 推進体制等

###### ① 事業推進体制等

本市は、本市、農業委員会、農林振興センター、農業協同組合、その他の関係団体をもって構成する魚津地域担い手育成総合支援協議会において、農業経営基盤強化の促進方策について検討することとする。魚津地域担い手育成総合支援協議会は、このような検討結果を踏まえ、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2、第2の2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を協力を推進する。

## ② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、魚津地域担い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本市は、このような協力の推進に配慮する。

## 第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

### 附 則

- 1 この構想は、平成7年4月4日から施行する。
- 2 この構想は、平成16年4月1日から施行する。
- 3 この構想は、平成18年11月15日から施行する。
- 4 この構想は、平成19年5月31日から施行する。
- 5 この構想は、平成22年6月11日から施行する。
- 6 この構想は、平成25年3月22日から施行する。
- 7 この構想は、平成26年9月30日から施行する。
- 8 この構想は、令和5年9月29日から施行する。